福祉医療費助成制度を取り巻く情勢

(平成25年9月末現在)

	項目	内容	制度に及ぼす課題・影響等
	医療保険制度改革 関係	 ○高齢者医療制度関係 ・70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直し(平成26年度から平成29年度までを目途)【法制上の措置】 ・後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当【国民会議】 ○高額療養費制度関係 ・負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し(平成26年度から平成29年度までを目途)【法制上の措置】 ・70歳未満と70~74歳の世代で、所得を細分化して、自己負担限度額をきめ細かく設定する。(平成26年度中を目途に政令改正)【社会保障審議会医療保険部会(厚生労働省)】 	・前期高齢者の指定公費見直しの 実施時期が不明、高額療養費の 見直しは内容・実施時期ともに 不明であることから、必要予算 額の見通しが立たない。
随たして身份	が 精神障がい及び 特定疾患(難病)	 ○ 平成 18 年度から自立支援法の対象として精神障がいを追加 ○ 平成 23 年 8 月 「障害者基本法」施行 ⇒障がい者(障がい児を含む)の範囲が、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能障がいだめる者と規定され、その他の心身の機能障がいには、慢性疾患に伴う機能障害を含むとされた。 ○ 平成 24 年 6 月 「障害者総合支援法」成立 ○ 平成 25 年 1 月 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会が「難病対策の改革について(提言)」を提出 ○ 平成 25 年 8 月 難病及び小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(平成 26 年度を目途。法律案を平成 26 年通常国会に提出。)【法制上の措置】 【参考》平成 22 年 12 月~「改正障害者自立支援法」により、発達障がいが福祉サービスの対象に追加(H24.4 施行)平成 24 年 6 月~「障害者総合支援法」により、特定疾患(難病等)が福祉サービスの対象に追加(H25.4 施行) 	特定疾患(難病等)の対象範囲が定まらなければ、障がい者医療費助成の必要予算額の見通しが立たない。
	消費増税等 経済情勢	 ・平成26年4月1日 8%に引上げ(消費税6.3%、地方消費税1.7%) ・平成27年10月1日 10%に引上げ(消費税7.8%、地方消費税2.2%) ・増税分(5%:13.5兆円)の国と地方の配分は、役割分担を踏まえ、国:3.46%・地方:1.54%。 	・増税分を地方単独事業に活用で きるかどうかについては、不透 明である。
	マイナンバー関係	 ○ 平成28年 個人番号(マイナンバー)交付。順次利用開始(例:年金・税・災害対策)。 平成29年 国の機関間の連携開始。 地方自治体との連携へ拡大。 ○ 「総合合算制度」(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。)の創設の検討を進め、貧困リスクの高まりに対応するとともに、必要な社会サービスの利用から低所得者が排除されないようにすることが重要である。【国民会議】 ※ 厚生労働省は、マイナンバー制度の定着を前提に、総合合算制度の検討を進め本格的運用を目指す。 	・マイナンバー制度とともに総合 合算制度の検討状況について は、今後とも注視すべき。

- 〇 社会保障制度改革の方向性は見えてきたものの、未だ、安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立っておらず、一部、先行して見直しを実施しても再度の見直 しが避けられない。
- 〇 国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、持続可能な制度の構築に向け改めて検討するが、スケジュール的には平成26年度の抜 本的な見直しの実行は困難である。